

令和7年3月26日

宗像市議会
議長 岡本 陽子 様

社会常任委員会
委員長 上野 崇之

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第27号議案 宗像市立学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

使用料の納付時期を変更するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 市民が市立学校の体育館等の施設を利用する際の使用料について、これまでは利用前の納付が必要であったが、学校行事等により利用の中止や時間短縮が発生した際に、返金処理の手続が市民等の負担となっていたため、利用後の納付ができるようにする。なお、改正後の運用開始時期は、周知期間を考慮し9月1日からを予定している。
- 2 令和6年度中に市立学校体育館及び武道場への空調整備が完了することに伴い、冷暖房利用料を徴収できるようにし、施行規則で小学校体育館冷暖房の利用金額を定める。なお、中学校体育館及び武道場の冷暖房利用金額は城山中学校の改築に合わせて既に定めている。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第28号議案 宗像市文化芸術振興条例の一部を改正する条例について

文化芸術基本法との整合を図るための見直し及び宗像市文化芸術振興ビジョンの第三次宗像市総合計画への統合に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 文化芸術の範囲を明確にするため、定義に文学、メディア芸術（映画、漫画、アニメ、ゲームなど）を加える。
- 2 宗像市市民文化・芸術活動審議会の担当事務を改める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 29 号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法の規定に基づき、新たに宗像市人権教育及び人権啓発審議会を設置し、調査審議が終了した審議会を廃止し、及び審議会の担任する事務を見直すことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 令和 9 年度を始期とする第 2 期宗像市人権教育・啓発基本計画の策定に係る施策の提言について審議するため、宗像市人権教育及び人権啓発審議会を設置する。
- 2 調査審議が終了した宗像市総合計画策定審議会及び宗像市史編さん審議会を廃止する。
- 3 宗像市地域公共交通会議及び宗像市健康づくり推進協議会の担任意務を改める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 30 号議案 宗像市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 居宅訪問型保育事業を除く地域型保育事業において、施設が小規模であることから、保育の安定的な提供を行うために連携施設を確保することが求められているが、全国的に確保が困難な状況に鑑み、以下のとおり要件を緩和する。
 - (1) 子どもたちに集団保育の機会を提供するため、連携施設として保育所、幼稚園、認定こども園の確保が義務づけられていたが、小規模保育事業 A 型もしくは B 型または事業所内保育事業を行う者を保育内容支援連携協力者として確保することで要件を満たせるようにする。
 - (2) 職員が病気や休暇で欠けた場合、代替保育を提供できるよう連携施設または連携協力を行う者を確保するよう定められていたが、どちらの確保も著しく難しいと市長が認める場合、確保を要さないこととする。
- 2 栄養士法の改正により、栄養士免許を持たない管理栄養士が出てくることから、栄養士の記載がある箇所に管理栄養士を加える。
- 3 現在、市内には本条例が適用される事業所はない。

【意見】

(賛成意見)

- ・市内に該当の事業所はないが、代替保育の確保ができない際に子どもを預けることができないということがないよう対策を考えてほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 31 号議案 宗像市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 令和 8 年度から全自治体で義務化される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和 7 年度からモデル事業を開始する。
- 2 本事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的とし、0 歳 6 か月から 2 歳までの未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間の利用可能枠の中で利用できる新たな通園制度である。
- 3 本市では早ければ 9 月頃からの実施を想定しており、令和 7 年度は 2 園で週 3 日、1 日 3 人程度の利用を見込んでいる。

【意 見】

（賛成意見）

- ・運用に当たっては、安全で子どもが健やかに育つ支援事業になるよう努力してほしい。

（反対意見）

- ・保育士の人員不足が解決しておらず、慣れない子どもが日替わりで来る中で、保育士が個別対応に手を取られてしまうと保育の質が担保されなくなるのではないかと不安視している。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。